

適切な意思決定支援に関する指針

1. 基本方針

沖縄リハビリテーションセンター病院は、厚生労働省の「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」などに基づき、多職種からなる医療・ケアチームが、患者さまとご家族などに対して適切な説明と対話を行い、患者さまの意思決定を尊重し、医療・ケアを提供するよう努めます。

2. 「人生の最終段階」の定義

- (1) がんの末期のように、予後が数日から長くとも2～3ヶ月と予測が出来る場合
- (2) 慢性疾患の急性増悪を繰り返し予後不良に陥る場合
- (3) 脳血管疾患の後遺症や老衰など数ヶ月から数年にかけ死を迎える場合

なお、どのような状態が人生の最終段階かは、患者さまの状態を踏まえて、多職種にて構成される医療・ケアチームにて判断するものとする。

3. 人生の最終段階における具体的な医療・ケアの方針決定支援

- (1) 患者さまの意思が確認できる場合
 - ・患者さまの意思を尊重し、ご家族（または主たる介護者）と共に、厚生労働省の「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスにおけるガイドライン」を参考にし、医療・ケアチームが協力して医療・ケアの方針を決定します。この決定内容は、診療録に明確に記録されます。
 - ・時間経過、心身の状態変化、医学的評価の変更、患者さまやご家族の状況変化などにより、意思は変わる可能性があるため、医療・ケアチームは患者さまが自らの意思を示し、伝えることができるようその都度サポートします。患者さまが自らの意思を伝えることができなくなる場合も考慮し、その対応についても事前にご家族などを含めて話し合います。
- (2) 患者さまの意思が確認できない場合
 - ・ご家族などが患者さまの意思を推定できる場合、その推定された意思を尊重し、医療・ケアチームと共に、患者さまにとって適切と考えられる医療・ケアの方針を検討し、決定します。
 - ・ご家族などが患者さまの意思を推定できない場合、ご家族などと医療チームが十分に協議し、患者さまにとって適切と考えられる医療・ケアの方針を決定します。
 - ・ご家族などがいない場合、またはご家族などが医療・ケアチームに判断を委ねる場合、医療・ケアチームが慎重に検討し、患者さまにとって適切と思われる医療・ケアの方針を決定します。

4. 認知症などで自らが意思決定をすることが困難な患者さまの意思決定支援

障害者や認知症などで、自分で意思決定することが困難な場合は、厚生労働省が作成した「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定ガイドライン」を参考にし、患者さまの意思をできる限り尊重し、ご家族や関係者、医療・ケアチーム、ソーシャルワーカーなどが支援し

ます。

5. 身寄りがいない患者さまの意思決定支援

身寄りがいない患者さまに関する医療・ケアの方針決定プロセスは、本人の判断能力や財力、信頼できる関係者の有無などの状況によって異なるため、介護・福祉サービスや行政の関与などを活用し、患者さまの意思を尊重しつつ、厚生労働省の「身寄りがいない人の入院及び医療に係る、意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」を参考にして、その決定を支援します。

6. 3.4.5 にて決定が難しい場合

医療・ケアチームの提案により、必要とされる場合には沖縄リハビリテーションセンター病院、倫理委員会でその方針を検討します。

7. 参考資料

- ・人生の最終段階における医療・ケアの決定、プロセスにおけるガイドライン
(厚生労働省 2018 年 3 月改訂)
- ・認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定ガイドライン
(厚生労働省 2018 年 6 月)
- ・身寄りがいない人の入院及び医療に係る、意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン
(厚生労働省 2018 年 6 月)

2025 年 5 月

沖縄リハビリテーションセンター病院長

2025 年 5 月 23 日作成